暴力団排除に関する誓約書

　犬山市新規就農支援補助金の申請にあたり、下記事項について誓約します。

記

１． 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

（１）暴力団（犬山市暴力団排除条例（平成２４年条例第３４号。以下「条例」

という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

（２）暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）

（３）暴力団及び暴力団員と密接な関係にある者

（４）上記に掲げるもののいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役、監査役又はこれに準ずる者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

令和　　年　　月　　日

犬山市長

　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　氏名